転倒事故に備える10項目チェックリスト

- □ 転倒歴・主治医の指示・看護記録・ケアプランの転倒リスク記載が、施設のアセスメントに反映されている
- □ 「歩行不安定」「転倒リスク高」と評価した利用者について、評価に応じた具体的な対応が記録されている
- □ 利用開始時に、転倒が起こりうること、施設の対策、身体拘束を行わない方針をご家族に説明し、記録に残している
- □ 発熱・服薬変更・入院からの復帰など、転倒リスクが一時的に高まる変化を申し送りで共有する仕組みがある
- □ 利用者が介助を拒否した場合の説明・説得と、その記録の方法が現場で共有されている
- □ 転倒後、医療機関につなぐまでの判断基準と、判断の根拠を記録するルールがある
- □ ご家族への説明で「道義的なお詫び」と「法的責任の承認」を切り分ける方針を、管理者と現場が共有している
- □ 死亡事故・治療が必要な事故を5日以内を目安に市町村へ第1報するフローがあり、大分市の基準と整合している
- □ ヒヤリハット報告が、委員会で分析され、対策として現場に戻り、効果が検証されている
- □ 安全対策担当者が定められ、外部研修を受け、安全対策の部門・委員会が実際に機能している